

指定管理施設実態調査 調査票(1)

1 施設名等

施設名	栗東市なごやかセンター	住所	栗東市安養寺190番地
		電話	077-554-6109
		H P	https://ritto-shakyo.jp

2 指定管理者及び市の所管課名

指定管理者名	社会福祉法人栗東市社会福祉協議会	市所管課名	長寿福祉課
		電話番号	077-551-1940

3 施設概要

設置年月日	H16.10.1
設置目的	老人福祉法第15条第5項の規定に基づき、老人の福祉の増進を図る
施設内容	①建物延べ床面積 1,087.2㎡ほか ②構造 鉄骨造 平屋建 ③施設概要 集会室・機能回復訓練室・生活健康相談室・教養娯楽室・交流ホール・食堂・機能訓練室・相談室・静養コーナー・休憩コーナー・浴室等
利用料金等	部屋使用料 300円～4,000円、温浴施設利用(無料、100円、300円)、宿泊料一般1,700円／人、中学生以下700円／人
開館日・開館日時	開館日:火曜日～土曜日 但し、年末年始(12月28日から翌年1月3日)は休館とする。 ※第3日曜日以外の日曜日は、団体利用がある場合は開館する。 開館時間:午前8時30分～午後5時

4 指定管理者が行う業務等

指定期間	平成 31年 4月 1日 ～ 令和 6年 3月 31日
管理運営委託料	令和4年度 12,341,000
指定管理者が行う業務	(1)施設の運営に関する業務 ア 施設の受付、案内に関する業務 イ 条例及び規則に基づく施設の利用の許可(取り消しを含む)に関する業務 ウ 施設の使用料の徴収に関する業務 エ 施設の利用に伴う備品類の貸出しに関する業務 (2)施設の維持管理に関する業務 ア 施設及び設備の保守点検に関する業務 イ 施設の清掃に関する業務 ウ 備品類の管理・調達 エ その他の維持管理 (3)その他の業務 ア 事業計画書及び収支予算書の作成 イ 事業報告書(収支決算書等を含む)の作成
施設の管理体制	老人福祉センター 管理者1名(兼任)、生活指導員1名(専任)、事務員1名(専任)

5 施設の利用状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数(人)	令和4年度	1,047	1,211	1,450	1,364	1,168	1,625	1,510	1,511	1,292	1,186	1,395	1,485	16,244

利用料金制を採用している場合は記入のこと。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用料金収入(千円)	令和4年度	20	20	17	11	14	36	20	23	33	23	29	26	272

6 サービスの質の向上に向けた取り組み・利用者の反響等

令和4年度	新型コロナウイルス感染症の感染状況から控えていた行事も徐々に再開。祭り等事業の他、文化協会・ボランティアグループの活動発表等も代表の方と連携して開催しました。長い間不要な外出を控えている利用者の皆さんには非常に喜ばれました。感染対策をしっかりと行いながら喫茶事業の新たなスタートや食べ物関連の事業も行い、好評を得ました。昨年度に引続き、地域の福祉活動の支援として、生活支援コーディネーターと連携して、出前講座(軽体操、レクリエーション指導)を実施して好評を得ました。館内活動についても、軽体操を毎回実施し、介護予防を目的としたレクリエーション活動を実施しました。
-------	---

7 施設の利用状況及びサービスの質向上に向けた取り組みに関する確認・検証

指定管理者 の自己検証	利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響により個人利用、団体利用ともに従前の利用状況には戻っておらず厳しさは変わらない1年となりました。しかしながら市の感染対策マニュアルを参考に感染予防対策として、利用者については、検温（37.5℃以上で利用不可）、入館前の手指消毒、マスクの着用をお願いしました。職員についても、出勤前の検温（37.5℃以上で出勤しない）、入館前の手指消毒、マスクの着用を徹底。施設においては、空気清浄機を設置、定期的な換気、および巡回バス車内、使用備品、手すり等の消毒を実施しました。活動については、交流等は自粛、年2回の利用者会議も感染状況から1回目は書面報告としました。今後の運営管理においても高齢者施設ということで県や国の基準のもと感染予防対策に取り組みながら、安心して利用できる施設づくりを進めて参ります。					
市の施設所 管課の確認・ 検証意見	新型コロナウイルス感染症の発生前には及ばないが、利用者数は前年より増加している。7月に浴室からレジオネラ菌が検出され、一時的な利用停止はあったが、現状健康被害はみられていない。新型コロナウイルス感染症対策については、検温・消毒・換気・利用者への注意喚起などにより感染拡大防止の措置が取られている。イベントや出前講座などの実施により、高齢者の健康維持の促進や介護予防に努められ、利用者からの好評を得ることができている。また一部で施設の老朽化が見られることから、有事に備えた対応が必要だと思われる。					
仕様等に対する実績(調査票(2)より平均値)		5	④	3	2	1

8 職員研修

(1) 基本協定での位置付け

研修実施の基本協定書への明文化の有無	人権同和問題	㊟ 無
	従業員研修	㊟ 無

(年度協定書に明記)
(年度協定書・業務仕様書に明記)

(2) 人権・同和問題等研修の取り組み状況

実施年月日	対象者	参加人数	研修内容(研修会名、講師の所属・氏名、ビデオ・映画名等、社外研修の場合は実施主体)	実施区分		実施場所	所要時間
				組織内	組織外		
毎月1回	職員	12	県じんけん通信回覧	○		なごやかセンター	
11月15.18日	職員	4	老人福祉センター利用者対象 人権講座 人権政策課推薦教材のDVD「君がいるから」 DVD視聴	○		なごやかセンター	30分
12月16日	職員	13	職員人権研修 文部科学省選定 人権教育「ここから歩き始める」 高齢者問題を人の幸せと尊厳を守るという人権の視点で捉えられている作品 DVD鑑賞	○		なごやかセンター	34分
1月27日	職員	1	栗東市職員集合研修「基礎研修(人権・同和問題)」 「十里まちづくり事業について」 講師:ひだまりの家所長山本新一氏・ 栗東市同和教育指導員井之口清治氏	○		栗東市危機管理センター	90分

(3) 人権・同和問題等研修に関する確認・検証

指定管理者の自己検証	職員研修を実施し、人権意識の向上に努めていることに加え、日常のミーティングにおいても高齢者や障がい者など人の尊厳等について話す機会を持ち、事業所全体で取り組むようにしています。また、啓発ポスターや冊子等も適宜配置して、利用者への啓発や情報発信を行っています。
市の施設所管課の確認・検証意見	計画的に事業所全体で研修が実施されており、日々のミーティングや資料回覧等の情報共有を通じて、職員の人権意識の向上に努めている。また、啓発ポスターや関係冊子などを利用者の目に触れやすい場所に設置し情報発信の役割を果たしている。

指定管理施設実態調査 調査票(2)

施設(サービス)名 なごやかセンター
所属名 長寿福祉課

指定管理仕様等各項目に対するチェックリスト							
番号	項 目	各項目の記載箇所	評 価(いずれかに○をすること)				
			5	4	3	2	1
1	施設及び設備の保守管理・保守点検	仕様書		○			
2	安全管理・事故防止策への取り組み	仕様書		○			
3	緊急時対応マニュアルを作成しているか	仕様書		○			
4	事故・緊急事態の報告を市に提出しているか	仕様書		○			
5	利用者等の要望・苦情等への対応	仕様書		○			
6	利用者の自立を支援するサービスを提供しているか	仕様書		○			
7	施設に対するニーズ等の把握	仕様書		○			
8	介護予防の拠点としての活動がされているか	仕様書		○			
9	市民サービスの向上	仕様書		○			
10	施設の利用促進	仕様書		○			
11	使用料は正しく徴収されているか	仕様書		○			
12	使用料の免除は正しくされているか	仕様書		○			
13	情報公開・個人情報の保護	仕様書・基本協定書		○			
14	事業計画書及び収支予算書の作成	仕様書・基本協定書		○			
15	実績報告書の作成と提出	仕様書・基本協定書		○			
16	職員研修の実施	仕様書		○			
17	県・市の人権啓発学習に参加されているか	仕様書		○			
18							
19							
20							
合 計(○の数を記入すること)			0	17	0	0	0

※ 項目が足りない場合は、2枚目に記入のこと。

※ 評価が3、2、1の各項目については、改善策を調査票(3)に記入すること。

5: 基準を大きく上回ってできている。

4: できている。

3: 一部できていない。

2: 半分程度しかできていない。

1: 全くできていない。